



生活 パック

2009年12月から、電話勧誘や訪問販売によるカニなどの生鮮食品については、うつかり承諾してしまつ

たり開封してしまつても期間内であればクリングオフ(契約を解除)できるようになります。クリングオフは、商品ではなく契約書面を受領後、8日間可能です。県内では商品と書面(はがきなど)を別便で送つてくる事例が発生しているので注意してください。

【事例】突然業者から電話があり、今ならカニや海産物を1万円にすると言わされたので了承した。3日後、はがきが届いた。それには

カニなどの電話勧誘販売

はお届け日、購入金額、るようです。届いた書面はよく読みましょう。

クリングオフのことなどが記載されています。

金額は1万3千円となつており、高いの

で解約したい。商品が届いてからクリングオフすればよいか。

購入の意思がなければキッパリと断る事が大切です。あいまいなやりとりをすると業者が一方的に送りつけ

【アドバイス】
▼電話勧誘や訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクリングオフできま

す。これまでには、カニなどと一緒に書面が届く事例がほとんどでした

たが、今回は商品より早く書面が届いています。商品が届いた時点

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、**097-534-0999** 消費生

クリングオフ期間に注意

が過ぎていることもあ

活相談電話